

事業場	事業場名				
	所在地	〒			
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)			
	事業内容	1.製造業 2.建設業 3.運送業 4.電気,ガス,水道 5.情報通信業 6.卸,小売業 7.金融,保険業 8.不動産業 9.飲食,宿泊業 10.医療,福祉 11.教育,学習支援 12.サービス業 13.その他( )			
	代表者	職名： 氏名：			
	担当者	職名： 氏名： 注：ご本人からの申込みの場合は、氏名の後ろに「本人」と記載してください。	電話： FAX： メールアドレス：		
	属性	1 事業者 2 個人事業者等(労災保険特別加入者本人) 3 個人事業者等への注文者等			
企業の情報 (注:企業内に他の事業場がなければ、この欄の記載は不要です。)	企業名( ) 本社の有無(有・無)				
	労働者数( 人) 産業医数( 人) うち 総括産業医(有・無)				
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導)	(対象者	名)		
	2 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導)	(対象者	名)		
	3 健康相談(ストレスチェック相談・指導)	(対象者	名)		
	4 健康相談(その他)	(対象者	名)		
	5 健康診断の結果についての医師からの意見聴取	(対象者	名)		
	6 長時間労働者に対する医師による面接指導	(対象者	名)		
	7 高ストレス者に対する医師による面接指導	(対象者	名)		
	8 その他( )	(対象者	名)		
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない				
地域産業保健センターの利用	<input type="checkbox"/> 新規(直近2年間利用無) <input type="checkbox"/> それ以外				
その他連絡事項等					

※本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。  
 ※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総合的に指導を行う産業医のことを指します。  
 ※「個人事業者等」は、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員のことを指し、本事業では、労災保険に特別加入している者が支援対象となります。個人事業者等自身に係る相談をご希望の場合は「2 個人事業者等」を、注文者等の立場で個人事業者等に係る相談をご希望の場合は「3 個人事業者等への注文者等」を選択してください。  
 ※本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

\*下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。 「いいえ」がありますと相談をお受け出来ない場合があります。

	チェック欄 はい いいえ		チェック欄 はい いいえ
1 全項目に漏れなく記入しています。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	6 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 事業場は50人未満です。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	7 労災保険に加入しています。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 当社に総括産業医は居ません。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	8 上記に相違ありません。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

## 北大阪地域産業保健センター

〒573-0023 枚方市東田宮 1-6-4

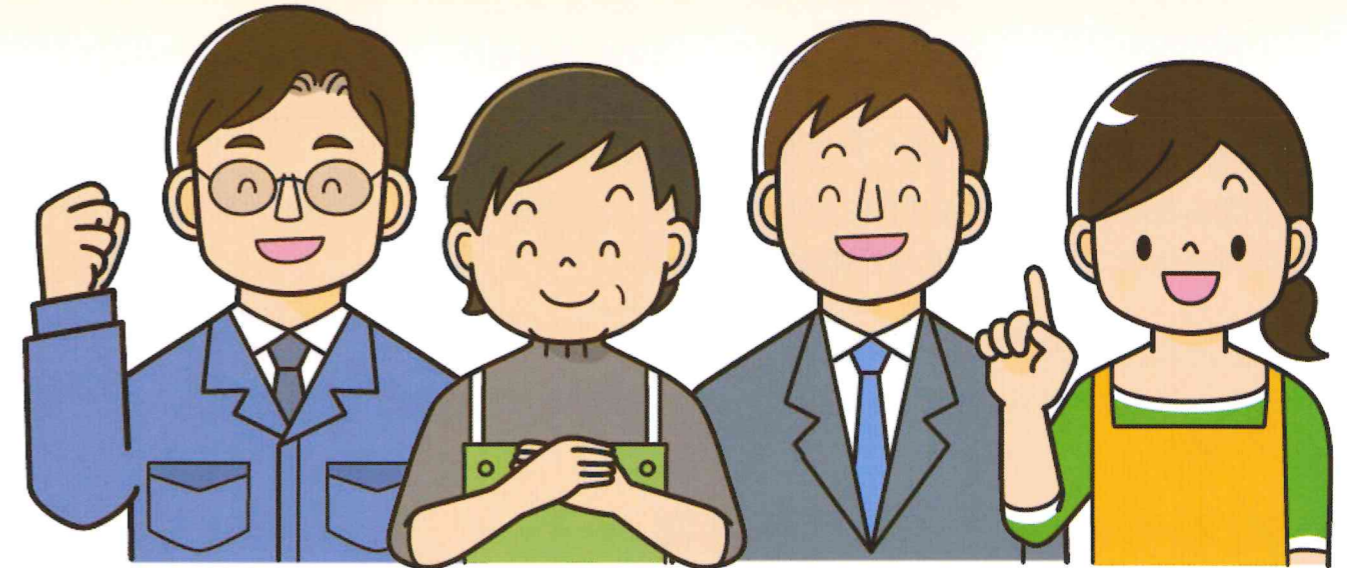
(公社)大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部内

TEL (072) 846-2343 FAX(072)846-5414

50人未満の事業場の事業主や労働者の皆さま対象

# 無料健康相談

職場の健康管理を応援します!!



地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

健康相談などこの業務により  
知り得た情報は厳守いたします。



独立行政法人労働者健康安全機構  
大阪産業保健総合支援センター

<https://osakas.johas.go.jp>

# 保健相談・面接指導は **無 料** です!!

## ①脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

## ②メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

## ③健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師の意見聴取を行います。

## ④長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況などを確認するため、医師による面接指導を行います。

## ⑤高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェック実施後、高ストレス者に選定された労働者に対し、勤務の状況、心理的な負担の状況などを確認するため、医師による面接指導を行います。

③健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び④長時間労働者に対する面接指導(対象者からの申し出があった場合)の実施は、労働安全衛生法により事業者が義務付けられています。

⑤ストレスチェック制度の実施に関しては、労働安全衛生法令の各規定が適用されます。

## 個別訪問による作業環境改善などの助言等

医師及び労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、健康管理や作業環境改善などの指導・助言を行います。

※事情により健康相談・面接指導を行います。



各サービスのご利用にあたっては、各地域産業保健センターへの事前のFAXでの申し込みが必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合があります。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」「メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導」「長時間労働者に対する面接指導」「高ストレス者に対する面接指導」

# 大阪府内の地域産業保健センター

令和7年5月1日現在

地域産業保健センター名	所在地 担当地区	電話番号 ファクシミリ番号
大阪中央	〒540-0028 大阪府中央区常盤町2-1-12 関西労働衛生ビル7階	TEL: 080-6830-8248 FAX: 06-6941-3710
	大阪市のうち、中央区・城東区・東成区・天王寺区・浪速区・生野区・鶴見区	
大阪南	〒557-0045 大阪府西成区玉出西2-4-11 Groove玉出駅前BLDG8F	TEL: 080-5455-9527 FAX: 06-6690-0221
	大阪市内のうち、住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区	
天満	〒530-0053 大阪府北区末広町3-14 大阪府北区医師会館 (一社)大阪府北区医師会内	TEL: 070-2199-1884 FAX: 06-6311-3799
	大阪市内のうち、北区・都島区・旭区	
大阪西	〒551-0031 大阪府大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階 大阪西労働基準協会内	TEL: 070-2199-1886 FAX: 06-7652-9464
	大阪市内のうち、西区・港区・大正区	
西野田	〒554-0012 大阪府此花区西九条5-4-24 此花会館/梅香殿 5階	TEL: 070-2199-1885 FAX: 06-6225-8116
	大阪市内のうち、此花区・西淀川区・福島区	
淀川	〒532-0023 大阪府淀川区十三東1丁目1番14号 コンフォート片岡 20B号室	TEL: 080-5952-8519 FAX: 06-6195-2552
	大阪市内のうち、淀川区・東淀川区・池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	
東大阪	〒577-0809 東大阪府永和1-6-16 (一社)東大阪労働基準協会内	TEL: 06-6723-3450 FAX: 06-6723-3451
	東大阪府・八尾市	
岸和田	〒596-0073 岸和田市岸城町23-17 (一社)岸和田労働基準協会内	TEL: 070-2199-1883 FAX: 072-431-4031
	岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	
堺	〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3-2-26 (一社)堺市医師会内	TEL: 072-221-2330 FAX: 072-223-9609
	堺市	
羽曳野	〒582-0018 柏原市大泉4-15-35 柏原市立健康福祉センター1F (一社)柏原市医師会内	TEL: 072-971-9007 FAX: 072-971-3327
	富田林市・河内長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・南河内郡	
北大阪	〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 (公社)大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部内	TEL: 072-846-2343 FAX: 072-846-5414
	枚方市・守口市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市	
泉大津	〒594-0071 和泉市府中町4-11-23 和泉市庁舎第一分館3階 (一社)和泉市医師会内	TEL: 080-5952-8520 FAX: 0725-41-1690
	泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	
茨木	〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号室 (公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部内	TEL: 070-3631-0273 FAX: 072-621-5763
	茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・三島郡	